## 別表第1(第3条、第8条、第11条関係)

(令2告示16・全改)

種目	対象者	性能等	上限額	耐用年
,,		•	,	数
便器	常時介護を要する	小児慢性特定疾病児童が容易に	4,900円	8年
	者	 使用し得るもの(手すりをつけ	6,000円(手すりを	
		ることができる。)	つけた場合)	
特殊	寝たきりの状態に	褥瘡の防止、失禁等による汚染	21,560円	5年
マッ	ある者	又は損耗を防止できる機能を有		
<u>۲</u>		するもの		
特殊	上肢機能に障がい	脚踏ペダルにて温水温風を出し	166, 320円	8年
便器	のある者	得るもの。ただし、取替えに当		
		たり住宅改修を伴うものを除		
		< ∘		
特殊	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練のできる器具を	169, 400円	8年
寝台	ある者	附帯し、原則として使用者の頭		
		部及び脚部の傾斜角度を個別に		
		調整できる機能を有するもの		
歩行	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有す	66,000円	8年
支援		る手すり、スロープ、歩行器等		
用具		であること。		
		ア 小児慢性特定疾病児童の身		
		体機能の状態を十分踏まえた		
		ものであって、必要な強度と		
		安定性を有するもの		
		イ 転倒予防、立ち上がり動作		
		の補助、移乗動作の補助、段		
		差解消等の用具となるもの		
入浴	入浴に介助を要す	入浴時の移動、座位の保持、浴	99,000円	8年
補助	る者	槽への入水等を補助でき、小児		
用具		慢性特定疾病児童又は介助者が		
		容易に使用し得るもの		

特殊	自力で排尿できな	尿が自動的に吸引されるもので	73, 700円	5年
尿器	い者	小児慢性特定疾病児童又は介助		
		者が容易に使用し得るもの		
体位	寝たきりの状態に	介助者が小児慢性特定疾病児童	16,500円	5年
変換	ある者	の体位を変換させるのに容易に		
器		使用し得るもの		
車い	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機	77, 440円	5年
す(電		能を十分踏まえたものであっ		
動以		て、必要な強度と安定性を有す		
外の		るもの		
場合)				
頭部	発作等により頻繁	転倒の衝撃から頭部を保護でき	13, 380円	3年
保護	に転倒する者	るもの		
帽				
電気	呼吸器機能に障が	小児慢性特定疾病児童又は介助	62,040円	5年
式た	いのある者	者が容易に使用し得るもの		
ん吸				
引器				
クー	体温調節が著しく	疾病の症状に合わせて体温調節	22,000円	1年
ルベ	難しい者	のできるもの		
スト				
紫外	紫外線に対する防	紫外線をカットできるもの	41,580円	年度に
線力	御機能が著しく欠			つき1
ット	けて、がんや神経障			口
クリ	害を起こすことが			
ーム	ある者			
ネブ	呼吸器機能に障が	小児慢性特定疾病児童又は介助	39, 600円	5年
ライ	いのある者	者が容易に使用し得るもの		
ザー				
(吸				
入器)				
パル	人工呼吸器の装着	呼吸状態を継続的にモニタリン	173, 250円	5年

スオ	が必要な者	グすることが可能な機能を有		
キシ		し、介助者が容易に使用し得る		
メー		もの		
ター				
スト	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児童又は介助	9,460円(月額)	
ーマ	た者	者が容易に使用し得るもの		
装具				
(消				
化器				
系)				
スト	人工膀胱を造設し	小児慢性特定疾病児童又は介助	12,430円(月額)	
ーマ	た者	者が容易に使用し得るもの		
装具				
(尿				
路系)				
人工	人工呼吸器の装着	小児慢性特定疾病児童又は介助	10,725円 (月額)	
鼻	又は気管切開が必	者が容易に使用し得るもの		
	要な者			